

沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議について

1 沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議の設置について

沖縄県では、沖縄県が有する歴史、地理的特性、自然環境に基づく優位性や、観光、経済、環境、保健・医療、教育、文化、平和など多様な分野で築いてきた知識や経験、ネットワーク等を最大限に活用し、アジア・太平洋地域の平和構築と相互発展に向け積極的な役割を果たしていくため、独自の地域外交を展開することとしています。

このため、自治体や民間団体等の様々な実施主体の取組を包括し、沖縄県の地域外交の方向性などを定める「沖縄県地域外交基本方針（仮称）」を今年度中に策定することとしています。

同基本方針の策定に際し、幅広い分野の有識者等から助言、提案等を受けるため、沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議を設置することとしました。

2 同万国津梁会議の有識者に助言、提案を求める点について

地域外交基本方針には、沖縄県独自の地域外交の定義や、方向性（目指す姿）、戦略などを示すこととしております。

これらの内容に関してご意見やご提言等をいただくほか、基本方針に沿って沖縄県が地域外交を推進する際の取り組み内容に関する提案などをいただきたいと考えております。

1. 万国津梁会議について

①設置目的（万国津梁会議設置要綱 第1条より）

沖縄21世紀ビジョンにおける5つの将来像を実現し、「新時代沖縄」を構築するために、更なる政策の推進を図る必要があることから、各分野の有識者等から意見を聴くため「万国津梁会議」を設置する。

【参考：沖縄21世紀ビジョンにおける5つの将来像】

- ◆ 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島
- ◆ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島
- ◆ 希望と活力にあふれる豊かな島
- ◆ 世界に開かれた交流と共生の島
- ◆ 多様な能力を発揮し、未来を拓く島

②万国津梁会議の所掌事務（万国津梁会議設置要綱 第2条より）

- (1) 人権・平和に関すること
- (2) 情報・ネットワーク・行政に関すること
- (3) 経済・財政に関すること
- (4) 人財育成・教育・福祉・女性に関すること
- (5) 自然・文化・スポーツに関すること

(※敬称略)

沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議委員

(50音順)

	氏名	組織・役職名	備考
1	イタキ フミヒロ 井瀧 史洋	日本貿易振興機構（JETRO）沖縄貿易情報センター所長	経済
2	カンザワ ジロウ 官澤 治郎	元外務省沖縄事務所副所長 かんざわ英進塾、沖縄グローバルセンター代表	外交
3	キミジマ アキヒコ 君島 東彦	立命館大学 国際関係学部 教授	平和
4	クボタ ユカ 久保田 有香	日本ASEANセンター事務総長補佐	ASEAN関係
5	クラシナ カズコ 倉科 和子	独立行政法人国際協力機構（JICA）沖縄センター所長	国際協力
6	コマツ ヒロシ 小松 寛	成蹊大学アジア太平洋センター 主任研究員	歴史・学術
7	タカヤマ チョウコウ 高山 朝光	元沖縄県政策調整監 沖縄ハワイ協会東西センター沖縄同窓会 顧問	平和
8	トミカワ モリタケ 富川 盛武	元沖縄県副知事 那覇空港ビルディング株式会社 会長	経済
9	マタヨシ セイエヨ 又吉 盛清	沖縄大学客員教授	歴史・学術
10	ミズサワ メグミ 水澤 恵	NPO法人国際協力NGOセンター事務局長	国際協力

沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議の 開催時期と検討内容（予定）

回数	開催時期	内容	参考
1	9月21日	①沖縄の地域外交（国際交流等）のこれまでの歴史 ②地域外交に対する各委員の考え方について	
2	10月27日 (予定)	①第1回会議の議論の整理 ②沖縄の地域外交の方針等について（骨子等を提示）	
3	11月24日 (予定)	①第1回～2回の議論の整理 ②基本方針及び方針を進める上で必要な機能・推進体制 ③提言の内容について	
4	12月20日or21日 (予定)	④提言内容について（纏め）	
提言手交（1月）			
基本方針（案）作成・パブリックコメント（1月～2月）			
基本方針確定（R6年2月）			

※開催場所は、沖縄県内（基本的には県庁を予定）

※開催時間帯は、14時から17時の間を目処

万国津梁会議設置要綱

(平成 31 年 4 月 5 日知事決裁)

(設置目的)

第1条 「21世紀に求められる人権尊重と共生の精神を基に、時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな島おきなわを創造する」ことが沖縄21世紀ビジョンの基本理念である。

時を超えて、いつまでも子ども達の笑顔が絶えない豊かな島おきなわとして、目指すべき将来像は、「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」、「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」、「希望と活力にあふれる豊かな島」、「世界に開かれた交流と共生の島」、「多様な能力を発揮し、未来を拓く島」の5つである。

これらの将来像を実現し、新時代沖縄を構築するために、更なる政策の推進が必要であり、有識者等から意見を聴くため「万国津梁会議」を設置する。

(所掌事務)

第2条 万国津梁会議は、次の各号に掲げる事項について知事に意見を述べることができ、それぞれ当該各号に掲げる事項ごとに組織するものとする。

- (1) 人権・平和に関すること。
- (2) 情報・ネットワーク・行政に関すること。
- (3) 経済・財政に関すること。
- (4) 人財育成・教育・福祉・女性に関すること。
- (5) 自然・文化・スポーツに関すること。

- 2 前項各号に掲げるもののほか、知事は、必要な事項について会議を組織し、意見を求めることができる。
- 3 各会議は、前項の事項について知事に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 各会議は、それぞれ委員5人程度で組織する。

- 2 会議は、前条に規定する所掌事務毎に開催するものとする。

(委員)

第4条 委員は、各会議の内容等について優れた識見を有する者のうちから、知事が依頼する。

- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 各会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し、各会議を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 各会議は、知事が招集し、委員長がその議長となる。

(委員以外の参加)

第7条 各会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を部会に出席させて、意見を述べさせることができる。

(庶務等)

第8条 会議全体に係る管理・調整等については、文化観光スポーツ部が所管する。

- 2 各会議の庶務は、第2条第1項各号を所管する部局において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるものほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成31年4月5日から施行する。